

# 環境厚生委員会資料

## 1 一般事件案

- 承認第1号議案 専決処分事件の報告及び承認について〔関係分〕  
《令和5年度島根県一般会計補正予算（第11号）》  
・・・ 1

## 2 報告事項

- (1) 令和5年度島根県消費者センター消費生活相談の状況について  
・・・ 3
- (2) 島根県LGBT等専門相談窓口の設置について  
・・・ 8
- (3) 島根県産業廃棄物減量税のあり方に係る島根県環境審議会答申に  
ついて  
・・・ 10
- (4) 島根県環境総合計画の一部改訂について  
・・・ 14
- (5) 宍道湖及び中海に係る湖沼水質保全計画の策定について  
・・・ 15
- (6) 令和6年能登半島地震に係る支援の状況について  
・・・ 16

### 【別冊資料】

- 資料1 島根県産業廃棄物減量税のあり方について（答申）

令和6年6月26日・27日  
環境生活部



【承認第1号議案】

令和6年6月26日・27日  
環境厚生委員会資料  
環境生活部

## 令和5年度島根県一般会計補正予算（第11号）の概要

（令和6年3月29日専決処分）

課別予算額（一般会計）

（単位：千円）

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
環境生活総務課	313,318	0	313,318
人権同和対策課	192,180	0	192,180
文化国際課	1,804,437	0	1,804,437
スポーツ振興課	3,269,723	0	3,269,723
自然環境課	748,902	▲ 1,436	747,466
環境政策課	734,013	0	734,013
廃棄物対策課	449,765	0	449,765
合計	7,512,338	▲ 1,436	7,510,902

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
事業名称									
合計	7,512,338	▲ 1,436	7,510,902	▲ 1,143	0	0	▲ 200	0	▲ 93
自然環境課	748,902	▲ 1,436	747,466	▲ 1,143	0	0	▲ 200	0	▲ 93
三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費	354,028	▲ 293	353,735				▲ 200		▲ 93
市町村自然公園等施設整備支援事業費	4,500	▲ 1,143	3,357	▲ 1,143					

【主な理由】

・ 三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費

三瓶小豆原埋没林公園「縄文の森発掘保存展示棟」照明LED化工事設計業務完了に伴う減

・ 市町村自然公園等施設整備支援事業費

事業実施市町村の事業費確定に伴う減

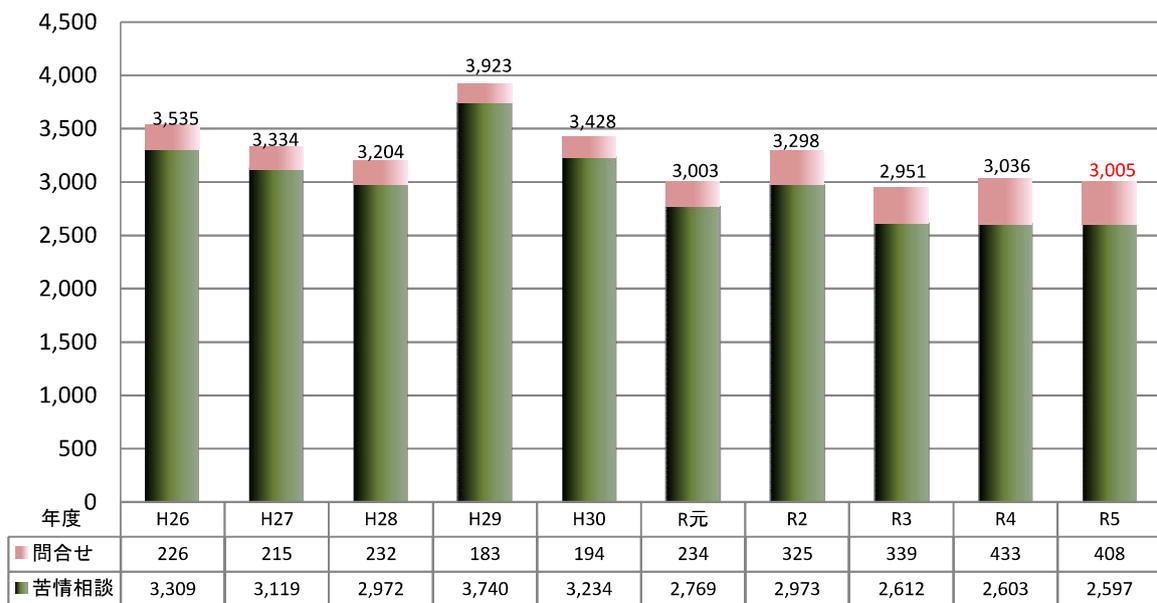
## 令和5年度島根県消費者センター消費生活相談の状況について

### 1 相談件数の推移

令和5年度中に県消費者センター（石見地区相談室を含む）が受け付けた相談件数は3,005件で、前年度（3,036件）に比べ31件（1.0%）減少した。

主な要因としては、相談件数は依然として多いものの、前年度と比べて、化粧品や健康食品の定期購入関係の相談が67件（19.9%）減少したことがあげられる。一方、光回線サービスの電話勧誘トラブルや、無料期間経過後に高額な求人広告掲載料を請求されたとの相談が増加した。

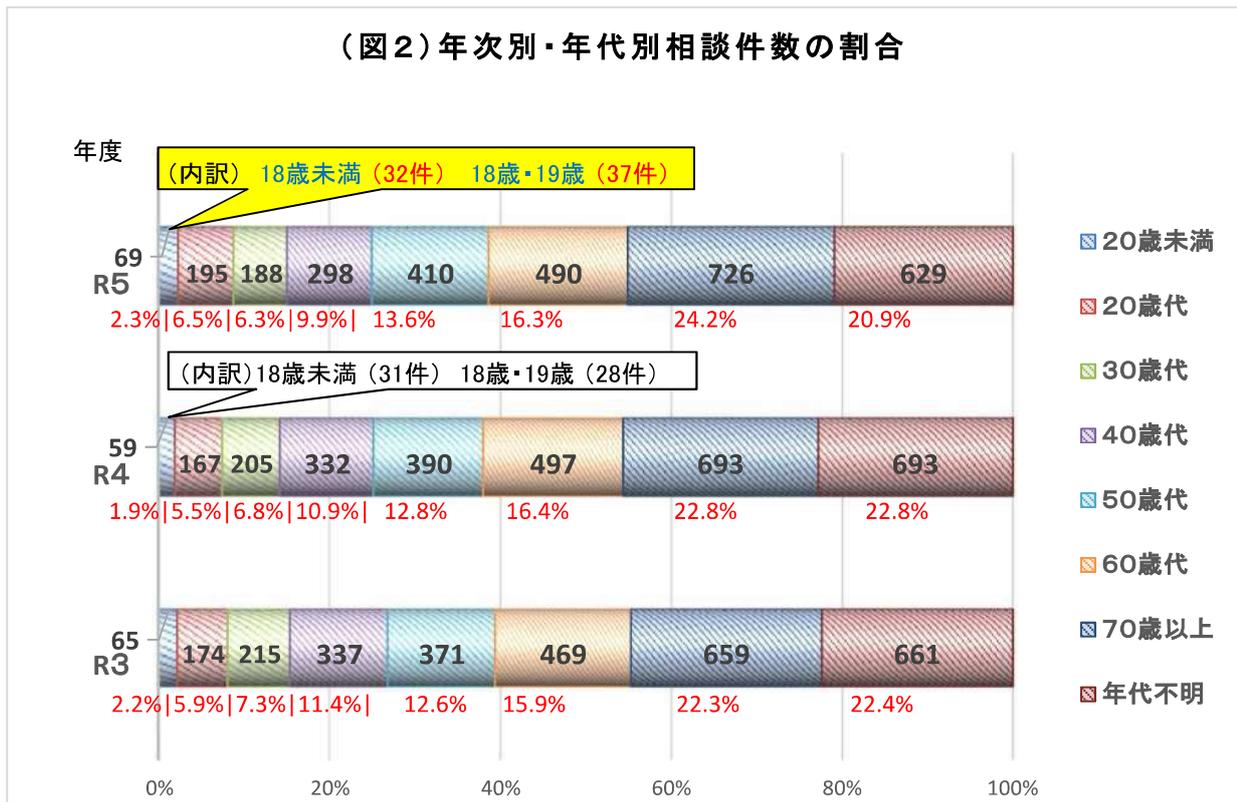
（図1）消費生活相談年次件数（過去10年）



- ・苦情相談とは、消費者苦情が発生している相談のことであり、問い合わせは、それ以外の相談
- ・センター開所以来最も多い相談件数は、平成16年度の14,176件

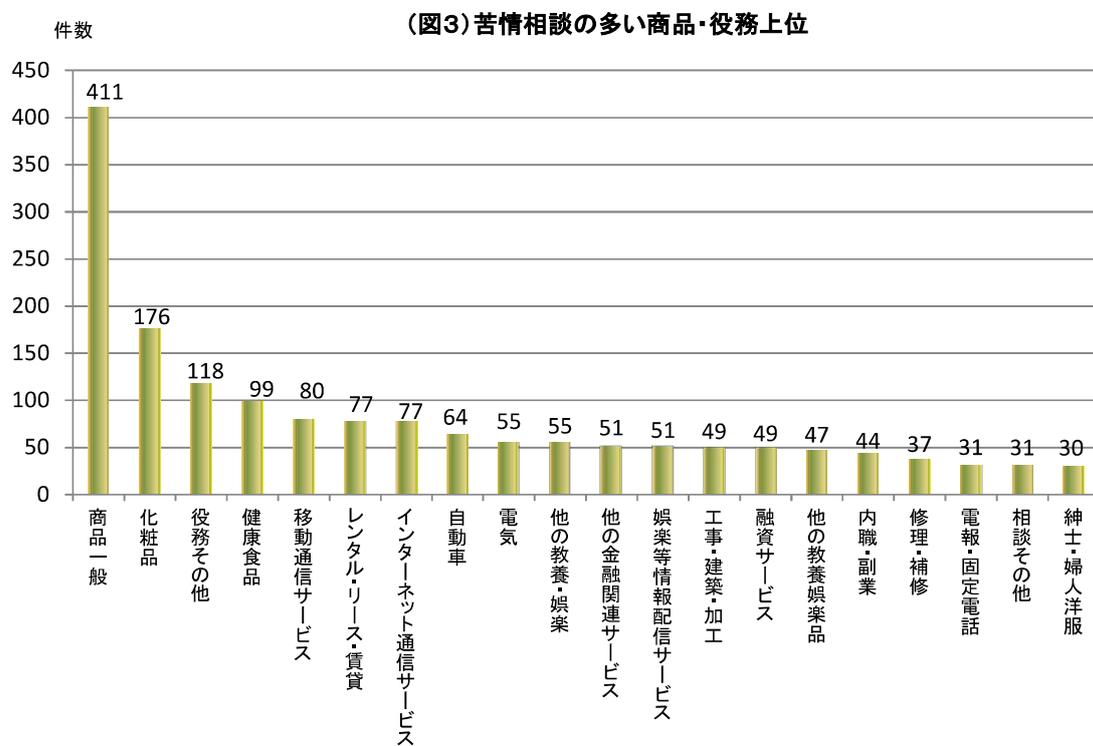
## 2 契約当事者年代別相談件数

・契約当事者の年代別相談件数は、70歳以上が最多で726件（前年度693件、対前年度比4.8%増）。次いで、60歳代の490件（同497件、1.4%減）、50歳代410件（同390件、5.1%増）、40歳代298件（同332件、10.2%減）であった。



### 3 苦情相談の内容

- ・「商品・役務別」の苦情相談では、商品名が特定できない「商品一般」が411件で最多であった。特に、実在する事業者をかたって「電話が使えなくなる」「未納料金がある」などと電話で言われたとの相談が、多く寄せられた。
- ・「化粧品」や「健康食品」の定期購入に関わる相談は、前年度から大きく減少したものの、依然として多く寄せられている。その多くは、インターネット通販であり、1回のお試しと誤って頼んだら定期購入であったため、解約したいというものである。



苦情相談の多かった内容

(件)

順位	商品・役務	R5年度	R4年度	R4年度 順位	主 な 内 容
1	商品一般	411	363	1	「電話が使えなくなる」、「未納料金がある」などの不審な電話や、「アカウントの不正利用がある」などの不審なメールを受信したなど
2	化粧品	176	228	2	スマホに表示された広告から美容液や育毛剤を注文。一回限りのつもりだったが定期購入だったので解約したいなど
3	役務その他	118	114	4	無料期間を経過し高額な求人広告の費用が請求された、SNS広告から副業サイトに登録したら高額なサポートプランを勧められたなど
4	健康食品	99	138	3	インターネットでダイエットサプリメントや健康食品を注文。2回目の商品が届き定期購入と分かった、解約したいなど
5	移動通信サービス	80	64	8	使用していない携帯電話料金の請求を受けた、機種変更後に携帯電話料金が高額になったなど
6	レンタル・リース・貸借	77	61	10	アパートを退去したところ、高額な原状回復費用を請求されたなど
6	インターネット通信サービス	77	62	9	電話勧誘で「料金が安くなる」「アナログ電話が使えなくなる」などと言われ、光回線を契約したが解約したいなど
8	自動車	64	36	16	自動車の購入契約をしたがキャンセルしたいなど
9	電気	55	81	5	大手電力会社をかたり、「電気代が安くなる」と勧誘する電話がかかってきたなど
9	他の教養・娯楽	55	77	6	出会い系サイトに登録し高額なポイントを購入したが出会えなかった、子どもが高額なゲーム課金をしてしまったなど

#### 4 年代別の苦情相談内容

(件)

未成年者(0歳～17歳)		
1	インターネットゲーム	10
2	商品一般	5
3	アダルト情報	3
4	乳液	2

(件)

18歳・19歳		
1	商品一般	3
1	他の健康食品	3
3	スマートフォン	2
3	電話関連機器・用品	2
3	オートバイ	2
3	金融関連サービスその他	2

(件)

40歳代		
1	商品一般	27
2	他の健康食品	12
3	賃貸アパート	8
3	フリーローン・サラ金	8
5	スマートフォン	6
5	出会い系サイト・アプリ	6
5	他の内職・副業	6
8	普通・小型自動車	5
8	モバイルデータ通信	5
10	シャンプー	4
10	養毛剤	4
10	電子タバコ	4
10	歯科治療	4
10	役務その他サービス	4

(件)

20歳代		
1	脱毛エステ	17
2	他の内職・副業	16
3	商品一般	15
4	電気	9
5	ビジネス教室	5
5	他の娯楽等情報配信サービス	5
5	出会い系サイト・アプリ	5
5	役務その他サービス	5
9	賃貸アパート	4
9	修理サービス	4
9	フリーローン・サラ金	4
9	光ファイバー	4

(件)

50歳代		
1	商品一般	69
2	賃貸アパート	16
3	他の健康食品	12
4	フリーローン・サラ金	10
5	化粧品	8
5	携帯電話サービス	8
5	相談その他	8
8	歯磨き粉	6
8	電子タバコ	6
8	役務その他サービス	6
11	乳液	5
11	金融関連サービスその他	5
11	映像配信サービス	5

(件)

30歳代		
1	商品一般	21
2	他の内職・副業	9
3	役務その他サービス	7
4	他の健康食品	5
5	ミネラルウォーター	4
5	他の玩具・遊具	4
5	賃貸アパート	4
5	携帯電話サービス	4
5	出会い系サイト・アプリ	4
10	四輪自動車	3
10	借家	3
10	外国為替証拠金取引	3
10	フリーローン・サラ金	3

(件)

60歳代		
1	商品一般	84
2	役務その他サービス	16
3	他の健康食品	13
3	光ファイバー	13
5	養毛剤	11
6	電気	10
7	化粧クリーム	9
8	携帯電話サービス	8
8	他の行政サービス	8
10	アダルト情報	6
11	乳液	5
11	修理サービス	5
11	フリーローン・サラ金	5

(件)

70歳以上		
1	商品一般	106
2	他の健康食品	29
3	携帯電話サービス	25
4	電気	14
4	金融関連サービスその他	14
6	光ファイバー	12
7	乳液	11
7	電気温水器	11
7	役務その他サービス	11
10	化粧品	9
10	修理サービス	9
12	養毛剤	8
12	固定電話サービス	8

## 島根県LGBT等専門相談窓口の設置について

### 1. 趣旨

性的マイノリティの当事者や家族は、周囲の偏見や差別を恐れて誰にも相談することができず、悩みや不安を一人で抱え込みがちな傾向がある。

また、県内では相談機関が不足しており、相談体制の整備が必要となっている。

このため、県内に居住又は通勤・通学している当事者やその家族、関係者等を対象に、性的指向・性自認を背景とするさまざまな悩みについて、匿名性を保ちながら、安心して利用できる専門の相談窓口を設置する。

### 2. 事業内容

実施方法：電話相談

名 称：「LGBT等専門電話相談 島根にじいろダイヤル」

日 時：毎月第2日曜日 14時から17時まで 及び

毎月第4火曜日 18時30分から21時30分まで

※ LGBT等の専門相談に対応可能な団体は全国的に限られることから、相談日時は委託先と調整の上、決定

相談員：性の多様性に対する十分な理解があり、医療や心理等の専門的知識を有する者又は性の多様性に関する相談経験を1年以上有する者

その他：匿名可能、相談無料（通話料は相談者負担）

### 3. 運営方法

特定非営利活動法人 共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク（東京都文京区）に委託

### 4. 設置時期

令和6年7月

### 5. 広報

- ・ 県のホームページ
- ・ 市町村や学校、関係機関等を通じたチラシ配布

LGBT等専門電話相談

# 島根にじいろダイヤル

性別の違和や同性愛、アウティング、カミングアウトなど、セクシュアリティにかかわる悩みや困りごとに、専門の相談員が応じます。

ご本人、ご家族、ご友人、教職員、職場の上司、相談機関の支援者の方など、どなたでも匿名で相談できます。

**秘密厳守**
**匿名OK**
**相談無料**

日時：毎月第2日曜日 14時～17時  
 毎月第4火曜日 18時半～21時半

TEL：050-3462-1306

※ IP電話への通話料はご負担ください

(対象) 島根県内に居住している方、通勤・通学している方

ご家族、ご友人、教職員、職場の上司、相談機関の支援者の方など

(相談時間) 概ね30分程度

(その他) 秘密は固く守ります。

ご家族など当事者以外の方からの相談は、アウティング(本人の承諾なく第三者に伝えること)には当たりません。安心してご相談ください。

## <相談の例>

当事者の方

- ・自分の性別に違和感がありこれからどうすべきか分からない
- ・家族や友人、学校や職場でカミングアウトするか迷っている
- ・カミングアウトをしたら勝手にバラされて学校(職場)に行きづらい
- ・同性が気になるが気持ちを打ち明けるべきか悩んでいる

ご家族、ご友人  
 周囲の方

- ・家族からカミングアウトを受けて戸惑っている
- ・友達として遊んでいた同性の人から告白をされて悩んでいる

教職員、職場の上司  
 相談機関の支援者の方

- ・LGBT等の悩みを今後どうサポートすればよいか
- ・県の性の多様性に関する施策や制度をどう職場で反映させるのがよいか
- ・学校でLGBT等の授業や講話をする際に気を付けるべきことは何か

島根県環境生活部人権同和対策課 人権啓発推進センター 【松江】 TEL 0852-22-6051

西部人権啓発推進センター 【浜田】 TEL 0855-29-5503

※この事業は、島根県が特定非営利活動法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワークに委託し実施します。

## 島根県産業廃棄物減量税のあり方に係る島根県環境審議会答申について

### 1. 制度の概要、経過

- ・産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量に係る経済的な動機付けと併せて、税収の活用による廃棄物の再資源化や適正処理を進め、環境への負荷の低減を図るため、平成17年4月から導入（別紙2参照）
- ・第4期課税期間が令和6年度で終了することから、令和6年2月6日、島根県環境審議会に諮問
- ・事業者の意見聴取を含め3回の審議を経て、令和6年6月13日に知事へ答申

### 2. 答申のポイント（別紙1参照）

結論：現行の税制度を基本として、さらに5年間の継続が適当

- (1) 税率及び適用期間については、現行制度（1,000円/トン、5年間）の維持が適当である。
- (2) 一部の事業者から要望のあった自社処分場に対する税の軽減措置は、発生抑制及び減量化へのインセンティブを与える効果を低減させ、適当ではない。
- (3) 公共関与最終処分場の確保は、税収を計画的に積み立てて、財政支援を行うことが必要である。

### 3. 今後の予定

令和6年9月以降に議会に条例案提出し、令和7年4月から新条例施行を予定

## 島根県産業廃棄物減量税のあり方について（答申の要旨）

### I. 結 論 「現行の税制度を基本として、さらに5年間の継続が適当」

### II. 各 論

#### 1. 税制度の継続について

税制度継続の適否について検討したところ、一部の企業に税の負担感はあるものの、再資源化の取組は着実に進められており、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを促す上で効果があったものと考えられる。

よって、今後とも、現行の税制度を継続し、その税収をより効果的に活用し、産業廃棄物の発生抑制、減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を一層進めていく必要がある。

なお、目的税制度は、納税義務者の理解が得られて初めて機能するものであり、納税義務者である事業者等と定期的に意見交換や情報提供を行う機会を設けることや、納税義務者及び県民に対して周知・啓発に努めることが望まれる。

#### (1) 税導入の効果等

- ・変動要素の大きい大手事業者を除いた最終処分量は税導入後、新たに民間の最終処分場がリニューアルオープンした時期に一旦増加したものの、減少傾向にあり、税の効果が働いたものと考えられる。
- ・最終処分量は島根県環境総合計画に定める令和7年度目標値（306千トン）を達成したものの、今後も達成していくためには、引き続き排出量の削減に関する取組を推進し、ばいじんや汚泥などの再資源化を進め、その需要の掘り起こしに積極的に取り組むことが必要である。
- ・廃棄物の県境を越えての移動量に対しても、抑制効果があったものと考えられる。

#### (2) 産業廃棄物排出事業者等の意見

- ・多量排出事業者へのアンケート調査では、税制度導入から20年経ち、制度の主旨、目的に対する理解が着実に進んでいると考えられる。
- ・検討部会での事業者との意見交換では、一部企業から自社処分場に係る税の軽減を求める意見があった。また税の使途として再資源化等に資する施設整備に対する補助制度の要件の拡充、リサイクル製品の販路開拓への支援及び公共工事等における積極的な利用促進並びに利用方法やメリットを周知する幅広い広報活動、県民の環境教育の推進、公共関与管理型最終処分場の確保を求める意見が出された。

#### 2. 制度運用に係る課題について

##### (1) 自社処分場への課税

- ・自社処分場を持つ事業者から、石炭灰による公有水面埋立について、資源の有効利用の位置づけから、税の軽減を求める要望が出された。
- ・環境へ負荷を与える点では、自社処分、委託処分の形態によって差異はないとする、税導入時の基本的な考え方は尊重すべきである。また公有水面に埋め立てることについても同様である。
- ・よって、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の発生抑制と減量化を図るといふ税制度の目的に照らせば、自社処分について税の軽減を行うことは発生抑制及び減量化へのインセンティブを与える効果を低減させ、適当ではないと考える。

- ・なお、自社処分については、法律に基づく適正処理を通じて社会的責任を担っているという点に鑑み、税金の使途の面で減量化や再資源化等につながる充当事業の検討などの配慮を行うことが望まれる。

## (2) 税率の設定及び適用期間

- ・全国的にトン当たり1,000円とする税率が定着しており、現段階でこれらを見直す大きな要因は見当たらず、現行税率の維持が適当である。
- ・税の抑制効果の動向、社会経済情勢の変化を勘案し、制度の見直しの機会を確保することも含めて、5年間の時限措置が適当である。

## 3. 税金の使途について

これまで事業者等との定期的な意見交換を行いながら、「再資源化等の支援」、「環境教育の推進」及び「適正処理の推進」に関する各種施策を展開し、一定の効果、実績を上げている。環境への負荷の更なる低減に向け、今後も、一層効果の上がる施策を展開していく必要がある。

### (1) 事業者の再資源化等への支援

- ・再資源化等に係る事業者支援への期待は極めて大きく、引き続き、事業内容の周知や、事業者からのニーズ把握に努め、事業者が活用しやすい事業内容を検討し、推進していく必要がある。
- ・リサイクルを推進する企業にメリットを持たせるよう、例えばリサイクル製品の公共工事での優先調達、優良認証制度の普及などの検討が必要である。
- ・原材料や製造工程での工夫など、廃棄物の発生抑制の視点からのアプローチも必要である。
- ・取組の成果や効果の情報を集約・整理し、事業者へ提供していくことも必要である。

### (2) 不法投棄防止等の適正処理の推進

- ・事業者による産業廃棄物の発生抑制、循環利用、適正処分の取組を、一層推進していく必要がある。
- ・産業廃棄物処理施設に対する監視の強化やデータの公開も必要である。
- ・不法投棄については、業界団体や住民団体等との連携による幅広い対策の検討が必要である。

### (3) 最終処分場の確保

- ・民間による管理型最終処分場の新規設置が進まない状況にあることから、第3期分までの税金を活用して、公共関与最終処分場の整備工事に対して財政支援を行い、適正処理の促進という観点から大きな役割を果たした。
- ・公共関与最終処分場の確保は、課税根拠にある、「産業廃棄物の適正な処理の促進」に向けた重要な施策であり、税金を計画的に積み立てて財政支援を行うことが必要である。

### (4) 3Rの普及と環境教育の推進

- ・廃棄物の排出者として個々の県民の3Rの普及についても推進していくことが必要である。

## 4. 税制度の周知・啓発について

税制度や税を活用した施策の実施状況、充当事業の内容等について、納税義務者である排出事業者や産業廃棄物処理事業者の理解がより深まり積極的に税充当事業を活用してもらえよう、また、県民、NPO等、中小企業も含めた事業者、行政が一体となった3Rの普及推進により自然環境への負荷の削減に向けて、県の広報媒体も活用しながら積極的に周知・啓発を行い、制度の定着を図っていくことが必要である。

## 現行制度と税収規模等

目的	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てる。							
納税義務者	県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者							
税率	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり 1,000円							
徴収方法								
税収規模	(単位：百万円)							
	期間・年度	第1期計 (H17～21)	第2期計 (H22～26)	第3期計 (H27～R元)	R2	R3	R4	合計
	委託業者	509	770	886	130	157	122	2,573
	自社処分	886	1,168	403	32	53	151	2,693
	計	1,395	1,938	1,289	161	210	273	5,266
	(注1) 税率 H17 333円/t H18 666円/t H19～1,000円/t (注2) 百万円未満四捨五入により合計は必ずしも合致しない場合があります。							
税収の管理	産業廃棄物減量促進基金に積立て、再資源化等の支援、適正処理の推進、環境教育の推進などに支出する。							
実施期間	第1期 平成17年4月1日～平成22年3月31日 (5年間) 第2期 平成22年4月1日～平成27年3月31日 (5年間) 第3期 平成27年4月1日～令和2年3月31日 (5年間) 第4期 令和2年4月1日～令和7年3月31日 (5年間)							

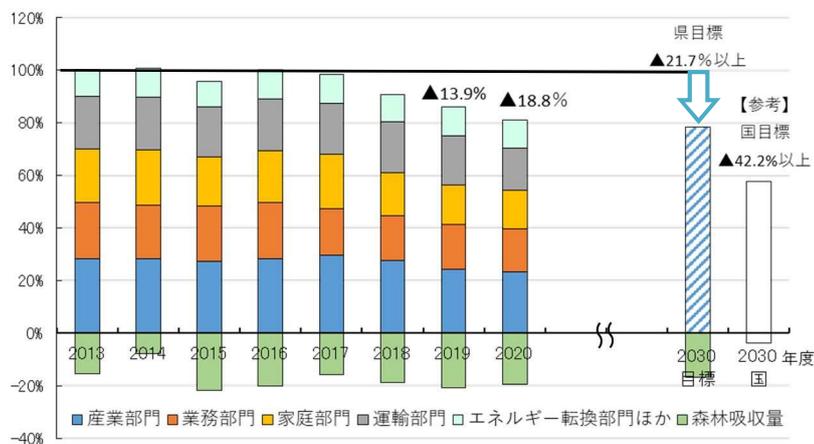
## 島根県環境総合計画の一部改訂について

### 1. 計画改訂に至る背景

- ・2021（令和3）年3月に環境基本計画をベースに環境問題に関する諸計画を統合した島根県環境総合計画（以下「現計画」という。）を策定し、地球温暖化対策の推進について、温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度を基準として、2030（令和12）年度に21.7%以上削減する目標を設定
- ・現計画の計画期間は2030年度までであるが、以下（1）～（3）の状況変化を踏まえ、現計画のうち、地球温暖化対策実行計画を改訂

#### （1）温室効果ガス排出量の削減状況

- ・島根県内の温室効果ガス排出量は、2013年度比で、2019（令和元）年度に13.9%削減、2020（令和2）年度に18.8%削減され、目標年の2030年度より前に目標削減量を達成する見込み



#### （2）法改正と国の目標引き上げ

- ・2021年5月に、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、地方公共団体実行計画の記載必要事項が追加
- ・さらに同年10月、国は温室効果ガス排出量を、2013年度比で46%削減とする目標を掲げた「地球温暖化対策計画」を閣議決定

#### （3）国の施策の追加

- ・2022（令和4）年度に環境省が「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を創設
- ・県は、同交付金（重点対策加速化事業）の採択を受け、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度（5カ年）にかけて、産業振興と県民生活の向上につながる脱炭素社会の推進に向け、事業者の再生可能エネルギー発電設備や、家庭への省エネ住宅導入の支援を実施

### 2. 改定のポイント

- 温室効果ガス排出量の削減目標の見直し
- 法改正に伴い、計画への記載が必要となった「施策の実施に関する目標」の追記
- 島根県再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画の統合

### 3. 今後の予定

- ・令和6年6月7日 環境審議会へ諮問
- ・ 〃 8月 しまねエコライフ推進会議、環境審議会第1回検討部会
- ・ 〃 10～11月 パブリックコメント
- ・ 〃 12月 環境審議会第2回検討部会
- ・ 〃 12月 環境審議会より答申
- ・令和7年3月 計画改訂・公表

## 宍道湖及び中海に係る湖沼水質保全計画の策定について

### 1. 概要

- ・宍道湖及び中海は、昭和63年度に湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。）第3条に基づき、特に水質の保全に関する施策を講ずる必要がある湖沼として指定された。
- ・平成元年度から7期35年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、各種の水質保全対策を総合的かつ計画的に推進してきた。
- ・これらの対策により、両湖の水質は改善傾向がみられる地点もあるが、環境基準の達成に至っていないため、今年度中に第8期の湖沼水質保全計画を策定し、引き続き水質保全対策を総合的に講ずる。

### 2. 湖沼水質保全計画の枠組

法定事項	湖沼水質保全基本方針に掲げられている主な内容
計画期間	・5年間（2024～2028年度）
水質の保全に関する方針	・望ましい湖沼の水環境及び流域の将来像（長期ビジョン） ・水質環境基準の目標と対策 ・流出水対策地区の指定
水質の保全に資する事業	・下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備 ・工場、事業場に係る排水対策 ・生活排水に係る対策 ・畜産業、魚類養殖に係る汚濁負荷対策 ・流出水対策地区における汚濁負荷対策 ・緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護 ・湖沼（自体）の浄化対策（湖内対策） ・水循環回復等の対策
水質の保全のための規制 その他の措置	・水質の監視及び測定等の実施方法 ・調査研究の推進と技術の開発 ・知識の普及と住民意識等の高揚

これまでの対策を踏まえ、関係機関が連携して、流入負荷削減対策に加え効果的かつ具体的な浄化対策を検討

### 3. 今後の予定

- ・令和6年 6月7日 環境審議会へ諮問
- ・ " 9月 環境審議会第1回検討部会
- ・ " 10月 パブリックコメント
- ・ " 12月 環境審議会第2回検討部会
- ・ " 12月 環境審議会から答申
- ・令和7年 3月 湖沼水質保全計画策定、公表

## 令和6年能登半島地震に係る支援の状況について

環境省からの能登半島地震の災害支援（人的支援）の依頼に対して、次の2件の派遣を行った。

### 1 災害廃棄物処理支援チームの派遣

#### (1) 活動概要

災害等廃棄物処理事業費補助金の国への申請支援

- ・ 災害廃棄物報告書の作成に関わる助言、資料作成 など

#### (2) 活動期間

6月3日（月）～6月14日（金）

#### (3) 派遣先

石川県七尾市

#### (4) 派遣体制

- ・ 県および松江市、出雲市で支援チームを編成
  - ・ 1チーム4名…県2名、松江市1名、出雲市1名
- 期間中前半と後半で計2チーム



図：七尾市ホームページより

### 2 公費解体等に関する業務支援に係る派遣

#### (1) 活動概要

公費解体申請受付準備・相談、申請受付対応等

#### (2) 活動期間（各1名）

- ① 5月14日（火）～5月20日（月）
- ② 5月23日（木）～5月29日（水）

#### (3) 派遣先

石川県七尾市